

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…五
- 規程（交）
- 東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………（同）…六
- 東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………（同）…六
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………（同）…六
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………（同）…六
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………（同）…二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…三

告示

●東京都告示第百四十六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十八条の規定に基づき、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月九日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

中央区 勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目及び豊海町の区域

江東区 豊洲六丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 外 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第九十九条の二第二項に定められた特定建築者（民間事業者）

代表者 未定

所在地 未定

三 対象事業の名称及び種類

（仮称）晴海五丁目西地区開発計画

住宅団地の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区晴海五丁目の事業区域面積約十八万平方メートルに、住宅棟（板状）二十二棟、住宅棟（超高層タワー）二棟及び商業棟一棟の建設を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

（一）期間

平成二十七年二月九日から同年三月十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

イ 中央区築地一丁目一番一号

ウ 江東区環境清掃部温暖化対策課

エ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

オ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

カ 東京都多摩環境事務所管理課

キ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

- ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
- イ 対象事業の名称
- ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年三月二十五日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現状調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結果は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同条例施行規則第52条に規定する事業（住宅団地の新設）を実施することから、同条例第9条の規定にかかわらず、同条例施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目 | 評価の結論 |
|---------|---|
| 1. 大気汚染 | <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.060ppmであり、環境基準値(0.06ppm)以下である。建設機械の稼働に伴う寄与率は29.7%である。</p> <p>【浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.060mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は7.4%である。</p> <p>【工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力小さくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、排ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.050～0.056ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は1.2%である。</p> <p>【浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.057～0.058mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.048～0.052ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.057mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の使用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.049ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.057mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> |

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結果

| 項目 | 評価の結果 |
|---------|--|
| 2.騒音・振動 | <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L₉₀)は、敷地境界付近において、最大60dBであり、「指定建設作業に係る騒音の報告基準」(80dB)を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L₁₀)は、敷地境界において、最大70dBであり、「指定建設作業に係る振動の報告基準」(70dB)以下である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{day})は、昼間58～70dBであり、環境基準値(昼間70dB)以下である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。】</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L₁₀)は、昼間55dB以下、夜間47dB以下であり、規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼夜間とも1dB未満である。</p> |
| 3.日影 | <p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地境界から北西側約1,020mの浜離宮恩賜庭園から、豊洲町、勝どき六丁目、晴海五丁目、晴海三丁目及び晴海四丁目を経て、北東側約900mの晴海一丁目に及ぶ範囲であると予測するが、日影規制指定区域である浜離宮恩賜庭園には、日影規制時間である4時間又は2.5時間以上の日影は及ばない。</p> <p>また、計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、計画建築物については、各街区の敷地境界から一定の距離をセトリバツクし、住宅棟(超高層タワー)2棟については、計画地中央付近に配置する計画である。これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、おおむね計画地北側約120mの限られた範囲であり、その範囲内に住宅は存在しないため、日影の影響は低いものと考ええる。</p> |
| 4.電波障害 | <p>計画建築物により、計画地の南南西方向において、地上デジタル放送に対する電波障害が生じると予測する。また、計画地の北東方向及び北北東方向において、衛星放送に対する電波障害が生じると予測する。</p> <p>しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足するものと考ええる。</p> |
| 5.風環境 | <p>計画地は朝潮運河、晴海運河及び東京湾に囲まれた埋立地であり、その大半が、低未利用地であることから、建設前の風環境はラック3(事務所街相当の風環境)が多く出現していたが、建設後(対策後)においては、その多くがラック1(住宅地の商店街・野外レストラック相当の風環境)又はラック2(住宅街・公園相当の風環境)へ変化し、風環境が改善されると考えられる。</p> <p>また、防風対策を行わない場合(建設後(対策前))、計画建築物の存在により新たにラック3となる地点が生じると予測されるが、その2地点は、植栽等による防風対策(建設後(対策後))を講じることにより、ラック2へ変化することから、風環境は改善されると予測する。</p> <p>したがって、計画建築物の存在により、計画地内及び周辺地域の風環境に変化はあるものの、おおむねラック2に相当する風環境に改善されるものと考ええる。</p> |

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結果

| 項目 | 評価の結果 |
|------|---|
| 6.景観 | <p>【主要な景観の構成要素の変更の程度及びその変化による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地は、運河や東京湾に囲まれており、北側に中央清掃工場、集合住宅の高層建築物等があり、南側には晴海客船ターミナルがある。また、計画地周辺は、晴海地区を中心として、大規模開発が進んでおり、超高層建築物と高層建築物が混在している。本事業の計画建築物は、沿道景観や晴海運河、朝潮運河に面する水辺を生かした景観、レインホーテラック等からの水面越しの透視も意識し、計画地内に2棟の住宅棟(超高層タワー)及び複数の住宅棟(坂井)を組み合わせた配置計画とすることで、メリハリのある景観が形成され、周辺の晴海一丁目から四丁目地区、勝どき地区と同様に、臨海部の新たな都市景観として周辺地域の景観と調和すると考えられる。また、水辺沿いの建築物は、隣接間隔を十分確保し、水辺に面して長大な壁面を避けるよう配慮するとともに、建物高さや壁面に変化をつけることにより、水面越しの見え方に配慮した景観になるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」、「住民にとって貴重な海辺景観の保全と活用」及び「水辺を生かした景観形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は増加するが、臨海部の新たな都市的な景観要素となる。中・遠景域においては、計画建築物の一部は、高層建築物等として認識されるが、周辺の既存建築物と調和し、隣接する晴海一丁目から四丁目地区、勝どき地区における高層建築物等と一体的な都市的景観となることから、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと考えられる。また、水辺沿いの建築物は、隣接間隔を十分確保し、水辺に面して長大な壁面を避けるよう配慮するとともに、建物高さや壁面に変化をつけることにより、水面越しの見え方に配慮した景観になるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」、「住民にとって貴重な海辺景観の保全と活用」及び「水辺を生かした景観形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、北側に中央清掃工場、集合住宅の高層建築物等があり、南側には晴海客船ターミナルがある。</p> <p>計画建築物による形態率の増加は少なく、豊海運動公園前親水護岸で約1.5%、ほつとプラザはるみ北西側で約4.8%、キッスプラザサンプラザ晴海3丁目保育園前で約0.3%、晴海ふ頭公園で約1.8%である。</p> <p>計画建築物の周辺には、歩道状空地及び広場等を配置するとともに、計画建築物は各街区の敷地境界から一定の距離をセトリバツクし、高木・中木等の植栽を施すことと、計画建築物による圧迫感の低減に配慮した計画としている。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考えられる。</p> |

●東京都告示第百四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月九日

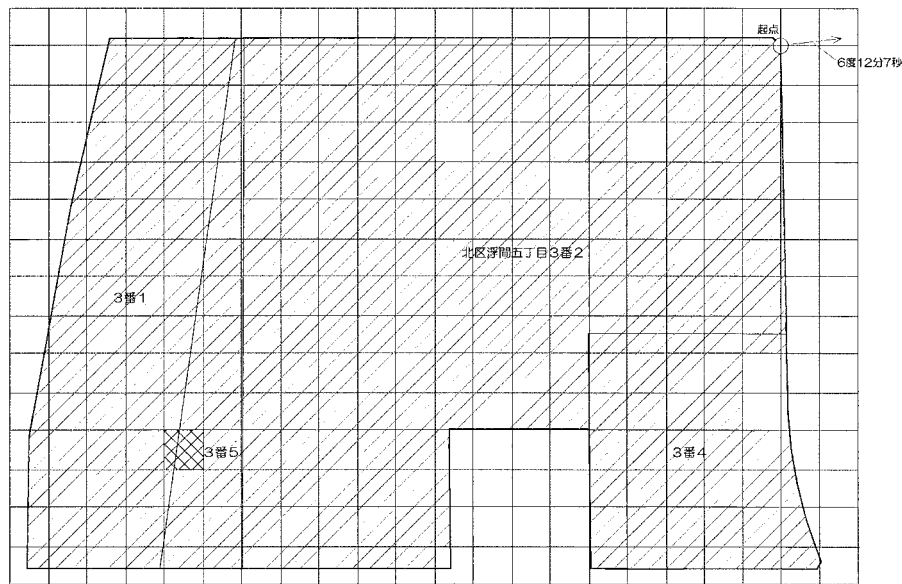
東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間五丁
目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ
素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合
物

別図



【起点】
起点は、北区浮間五丁目3番2の最北端とする。

【格子の回転角度（回転角度6度12分7秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引
いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により
構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転さ
せた角度を示す。

| 凡 例 | |
|-----|---|
| | 対象地 |
| | 筆境界 |
| | 単位区画線 |
| | 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域) |
| | 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1412号により 指定した区域) |

●東京都告示第百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第七百三十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月九日

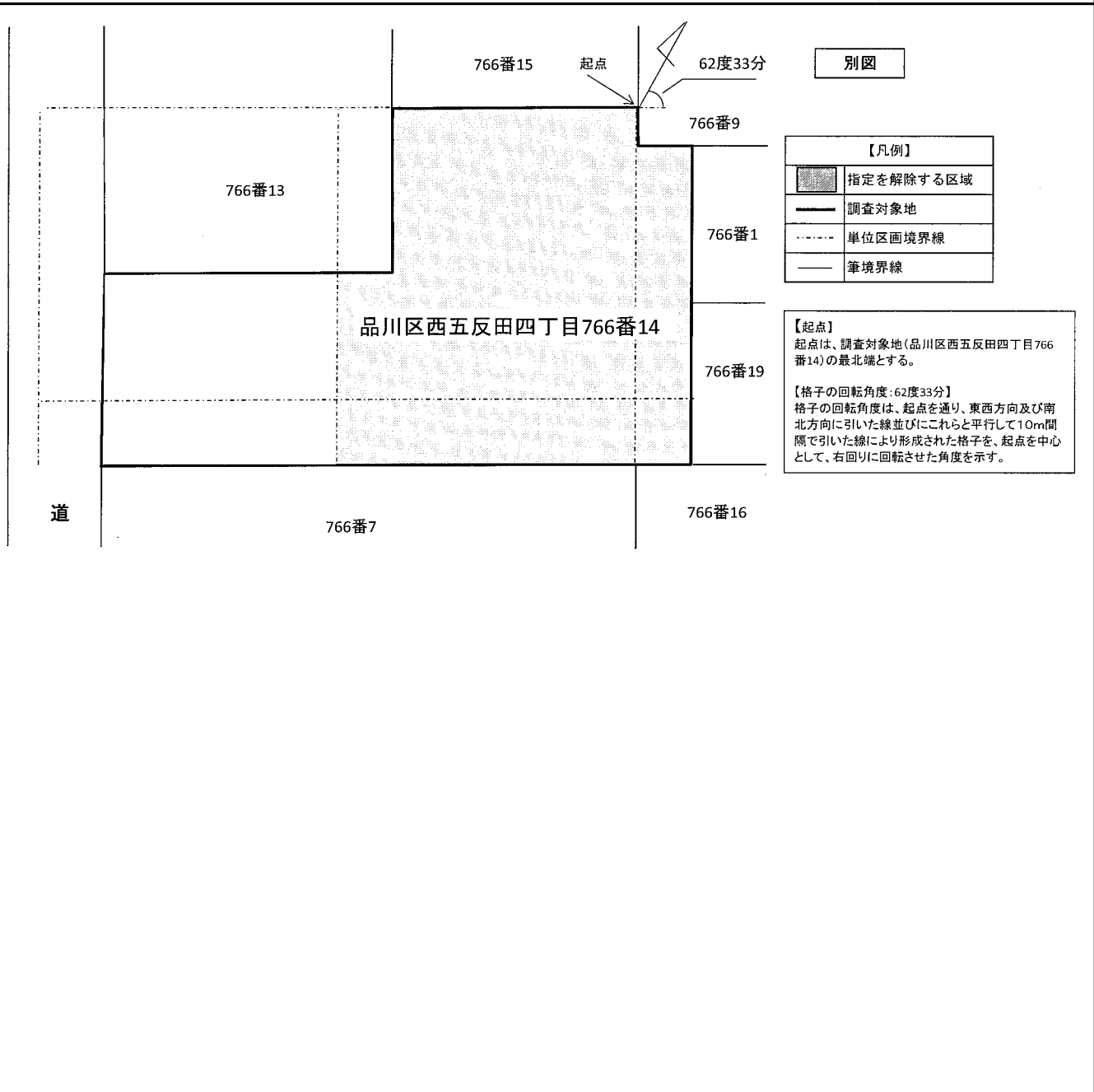
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区西五反田四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、シアン化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びにシアン化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



規程(交)

●交通局規程第十一号

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月九日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項前段中「ICカード払戻し手数料」を「定期乗車券払戻し手数料」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、定期乗車券の払戻し額が定期乗車券払戻し手数料未満のときは、その全てを手数料とする。

附則

この規程は、平成二十七年二月十日から施行する。

●交通局規程第十二号

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月九日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項ただし書を次のように改める。
ただし、定期乗車券の払戻し額が定期乗車券払戻し手数料未満のときは、その全てを手数料とする。

附則

この規程は、平成二十七年二月十日から施行する。

●交通局規程第十三号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月九日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「は、IC定期乗車券一枚につき旅客営業規程に定める手数料額(払戻し額に十円未満の端数があるときは、払戻し額を十円単位に切り上げるための必要額を差し引いた額を手数料とする。また」を「において、

定期乗車券の払戻し額が旅客営業規程に定める手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお」に改め、「」とする。」を削る。

附則

この規程は、平成二十七年二月十日から施行する。

●交通局規程第十四号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月九日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程(昭和三十五年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二の表二の項中

| | |
|----------|----------|
| 三田線 | 三田線 |
| 各駅 | 神保町駅、西高島 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 後楽園駅・春日駅 | 後楽園駅・春日駅 |
| 丸ノ内線 | 丸ノ内線 |
| 池袋駅 | 池袋駅 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 副都心線 | 副都心線 |
| 池袋駅、渋谷駅 | 和光市駅、渋谷駅 |

に、

を

| | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 三田線 | 三田線 | 三田線 | 三田線 |
| 目黒駅、日比谷駅 | 大手町駅、西高島 | 目黒駅、日比谷駅 | 大手町駅、西高島 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 後楽園駅・春日駅 | 後楽園駅・春日駅 | 後楽園駅・春日駅 | 後楽園駅・春日駅 |
| 丸ノ内線 | 丸ノ内線 | 南北線 | 南北線 |
| 池袋駅 | 池袋駅 | 飯田橋駅 | 飯田橋駅 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 有楽町線 | 有楽町線 | 有楽町線 | 有楽町線 |
| 桜田門駅、和光市駅 | 各駅 | 桜田門駅、和光市駅 | 各駅 |

に、

を

| | |
|------|------------|
| 三田線 | 三田線 |
| 各駅 | 各駅 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 神保町駅 | 神保町駅 |
| 半蔵門線 | 半蔵門線 |
| 三越前駅 | 赤坂見附駅、永田町駅 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 銀座線 | 銀座線 |
| 各駅 | 虎ノ門駅、渋谷駅 |

に、

を

| | |
|---------|----------|
| 三田線 | 三田線 |
| 各駅 | 各駅 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 神保町駅 | 神保町駅 |
| 半蔵門線 | 半蔵門線 |
| 町駅、赤坂見附 | 町駅、赤坂見附 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 銀座線 | 銀座線 |
| 渋谷駅 | 虎ノ門駅、渋谷駅 |

に、

を

| | |
|---------|----------|
| 浅草線 | 浅草線 |
| 各駅 | 西馬込駅、日本橋 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 青山一丁目駅 | 東新宿駅 |
| 銀座線 | 銀座線 |
| 渋谷駅 | 渋谷駅 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 副都心線 | 副都心線 |
| 池袋駅、渋谷駅 | 和光市駅、渋谷駅 |

| | |
|----------|----------|
| 浅草線 | 浅草線 |
| 西馬込駅、日本橋 | 西馬込駅、日本橋 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 東新宿駅 | 東新宿駅 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 副都心線 | 副都心線 |
| 和光市駅、渋谷駅 | 和光市駅、渋谷駅 |

「新御徒町駅接続」の下に「ほか」を加え、同表一の項中

| | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 線 大江戸 五丁目駅 東中野駅 光が丘駅 西新宿 蔵前駅 | 線 大江戸 都庁前駅 蔵前駅 代々木 | 線 大江戸 澄白河駅 大門駅 清 | 線 大江戸 澄白河駅 大門駅 清 | 線 大江戸 本郷三丁目駅 赤羽橋駅 | 線 大江戸 六本木駅 光が丘駅 | 線 大江戸 六本木駅 光が丘駅 | 新宿線 新宿駅 神保町駅 | 新宿線 小川町駅 本八幡 | 新宿線 各駅 | 新宿線 各駅 |
| | 新宿駅 | 森下駅 | 森下駅 | | | | | | | |
| | 新宿線 | 新宿線 | 新宿線 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 中野坂上駅 | 新宿三丁目駅 | 新宿三丁目駅 | 新宿三丁目駅 | 春日駅 後楽園駅 | 麻布十番駅 | 麻布十番駅 | 新宿三丁目駅 | 新宿三丁目駅 | 新宿三丁目駅 | 新宿三丁目駅 |
| 丸ノ内線 | | | | 丸ノ内線 | 南北線 | 南北線 | 副都心線 | 副都心線 | 丸ノ内線 | 丸ノ内線 |
| 新宿三丁目駅 | | | | 池袋駅 池袋駅前 | 溜池山王駅 議事堂前 | 溜池山王駅 議事堂前 | 前明治神宮駅 | 前明治神宮駅 | 赤坂見附駅 | 赤坂見附駅 |
| | | | | | 千代田線 | 千代田線 | | | 銀座線 蔵門線 半 | 銀座線 蔵門線 半 |
| | | | | | 明治神宮前駅 | 明治神宮前駅 | | | 表参道駅 | 表参道駅 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 副都心線 | 副都心線 | 副都心線 | 副都心線 | 副都心線 | 副都心線 | 副都心線 | 千代田線 | 千代田線 | 千代田線 | 千代田線 |
| 和光市駅 渋谷駅 | 和光市駅 渋谷駅 | 和光市駅 渋谷駅 | 和光市駅 渋谷駅 | 池袋駅 渋谷駅 | 和光市駅 渋谷駅 | 和光市駅 渋谷駅 | 各駅 | 大手町駅 代々木上原駅 | 明治神宮前駅 上原駅 代々木 | 明治神宮前駅 上原駅 代々木 |

に改め、同項第十二の表中

を

に、

を

に、

を

六F

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として医療を受ける市民目線で医療情報や医療制度の情報を提供することの支援事業を行い、それにより、まず予防医療の充実や適切な医療機関の選択により重複診療などの医療費の無駄の防止を図ること、次に市民に医療制度への関心を持ってもらうことにより公的保険制度のもと、市民が平等に医療サービスを享受できる健全な医療体制の維持発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本女性技術者科学者ネットワーク

ク

三 代表者の氏名

菅原 香代子

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上荻二丁目三十五番十三号 (株)栄設計内

五 定款に記載された目的

国際女性技術者科学者ネットワーク(INWES)に団体メンバーとして参画し、日本の女性技術者や科学者のグローバルネットワークのハブとして、日本と世界の女性技術者科学者の交流・連携・支援活動を行う。また日本の女性技術者科学者のキャリア育成、次世代の女子中高生たちに対する理工系への進路選択支援活動を行うことを通して、男女共同参画社会の形成と科学技術の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かぞくの杜

三 代表者の氏名

村山 敏明

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市若葉町二丁目二十一番二号 グリーンシヤトーⅢ一〇

五 定款に記載された目的

この法人は働きながら子育てを行っている家族のサポートを目的とし子育てをがんばっている親には精神的、経済的に安定した家庭を築くことのお手伝い、子供たちには普段から安心、安全な生活を送ってもらいたい会の Mottoである「この子達を見ていると未来に希望が持てる」を目標に社会に貢献できる環境を作ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニティフレンド

三 代表者の氏名

新沼 春海

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市能ヶ谷三丁目二番一号 リレイス鶴川三〇七号室

五 定款に記載された目的

この法人は、近隣の方々を対象に、年齢、性別、趣味、職業を問わず、コミュニティフレンドと位置づけ、居場所づくり、仲間づくりの「地域連携活動拠点づくり」を目指して、サロンや各種教室を運営し、住み慣れた地域社会の中で、より豊かな人間関係の構築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すぎなみ目安箱

三 代表者の氏名

中村 幸一

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区成田西四丁目九番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、杉並地域を

明るく活性化させ、安全・安心な暮らしづくりを応援するため、主に防犯・防災、子育て支援、介護、医療の分野において、地域住民の不安・不満を解消し、杉並に住むすべての人にとって暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人低周波空気振動被害者の会

三 代表者の氏名

窪田 泰

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市中一丁目七番地の七十六

五 定款に記載された目的

この法人は、低周波空気振動に依る健康被害の啓発に
関する事業を通じて、この健康被害が疾患であること
一般社会の共通認識を獲得し、低周波空気振動曝露環境
の改善に努めることで、人と自然の調和がとれた環境社
会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のま
ま掲載)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002